

令和元年度第3回千葉県建築審査会議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：令和元年10月10日（木）午前10時から午前11時まで

場所：千葉市中央区長洲1-8-1 ホテルプラザ菜の花4階「羽衣」

2. 出席した委員の氏名

鈴木進会長代理、石井慎一委員、小板橋恵美子委員、芦谷典子委員

3. 議事の案件名及び結果

(1) 同意案件

建築基準法第43条第2項第2号（建築物の敷地の接道）の規定による許可1件、法第44条第1項第2号（道路内の建築制限）の規定による許可1件が同意された

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途	結果
1	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	四街道市	一戸建ての住宅	同意
2	建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について	袖ヶ浦市	バスの停留所の上屋	同意

(2) 報告事項

建築基準法第43条に係る包括同意許可2件が報告された

報告番号	報告事項	敷地の所在	建築物の用途
1	建築基準法第43条に係る包括同意許可の報告について	香取市	集会場
2	建築基準法第43条に係る包括同意許可の報告について	旭市	通所介護事業所

4. 議事の経過（公開審議）

（1）議事 1 同意案件

○案件第 1 号

建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の同意について（四街道市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・申請空地と法第 42 条第 2 項道路が接続している部分に細長い申請空地があるが、これは何か。
- 事務局・・・もとは 42 条 2 項道路も含めて幅員が 4.5m の位置指定道路とする方向で検討していたが、一部の土地所有者の同意が得られなかったことや、隅切りや転回広場が確保できず、位置指定道路を諦め、協定道路となった。
- 委員・・・位置指定道路の延長はどこからの長さか。
- 事務局・・・取り付け道路である市道との境界線からの長さが延長となる。
- 委員・・・細長い申請空地部分がなくなっても問題はないのか。
- 事務局・・・4 番の敷地の接道ができなくなってしまうため、その部分も必要である。また、申請空地である 1537-6 は複数人の共有名義となっている。

○案件第 2 号

建築基準法第 4 4 条第 1 項第 2 号の規定による許可の同意について（袖ヶ浦市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・バス利用者が一年で 4 倍近く増えているとあるが、本件に係るバスの利用者が増えているのか。
- 事務局・・・本件のバス停は長浦駅行きのバス用であり、便数は 1 日 5 本である。利用者はあまり多くない。
- 委員・・・今後は増えるのか。
- 事務局・・・袖ヶ浦駅北側の区画整理事業内の住民が増えているため、利用者が増える見込みはある。
- 委員・・・上屋の設置について、要望があったのか。
- 事務局・・・そのとおり。
- 事務局・・・近郊のアウトレット行きのバス利用者が増えている。また、区画整理事業内に商業施設ができれば、そこに訪れるためにバスを利用する者も増え

と思われる。

委員・・・東京駅行き的高速バスの停留所もあるのか。

事務局・・・バスの行き先は、東京駅行き的高速バス、長浦駅行き、アウトレット行きがある。

委員・・・バス停は増えるのか。

事務局・・・現時点では増える予定はない。

(2) 議事2 報告事項

事務局から報告事項の説明が行われ、以下の質疑応答があった。

委員・・・報告案件2の案内図において、敷地の西側、南側に道路のようなものがあるが、これで接道できないのか。

事務局・・・西側道路と敷地の間には河川管理用地があり、接道が取れない。また、南側の通路は私道となっているが、土地所有者から承諾が得られないため、北側の水路またぎの許可を取ることとなった。